

(居住サービス)

夜間における暮らしを支えるサービス群であり、定員規模が大きく郊外に立地することが多い「療養介護」「入所施設」と、少人数で地域に溶け込んだ生活の場を提供する「グループホーム」などに分類される。療養介護や入所施設については、支援区分によって利用の可否が分かれる運用になっている。

サービス名称	概要	備考
療養介護	医療機関が併設された入所施設であり、重症心身障害者等が医療的ケアを受けながら生活するサービスを提供（以前の重症心身障害児者施設）	支援区分「5」以上であることが条件 日中も同じ居室で過ごす
入所施設	50～100名の規模で重度の障害者が入居し、支援員から食事や入浴などのケアを受けながら生活するサービスを提供	原則として支援区分「4」以上であることが条件 日中は生活介護サービスなどを利用
グループホーム	5～6名の規模で障害者が生活し、重度障害者に対しては世話人や支援員から食事や入浴などのケアを受けながら生活するサービスを提供	支援区分によって受けられる支援の内容は異なる
福祉ホーム	10名程度の規模で、概ね身辺自立している障害者が共同生活する住まいを提供	市町村事業なため、実施していない市町村も存在する

障害児者福祉サービス利用までのながれ



